

対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令
 (対内直接投資等に関する命令の一部改正)

第一条 対内直接投資等に関する命令(昭和五十五年
総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、運輸省、郵政省、労働省、建設省
 令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後 改正前

(対内直接投資等の届出等)

第三条 [略]

2 令第三条第一項第十二号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

[一] 十 略

十一 法第二十六条第二項第六号に掲げる支店等の設置のうち、当該設置に係る支店等(支店、工場その他の事業所をいう。以下この項及び第七条第一項第四号において同じ。)の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない支店等の設置

[十二] 十六 略

十七 法第二十六条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる行為のうち、有価証券の引受け

(金融商品取引法第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受けをいい、同条第六項第三号に係るものを除く。第四条第一項第三号において同じ。)に該当する行為(これに相当する外国の法令によるものを含む。同号において同じ。)(令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等である場合にあつては、当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。)

[十八] 二十 略

二十一 株式の分割若しくは併合により発行される新株に係る議決権に係る議決権代理行使受任、議決権代理行使委任又は共同議決権行使同意取得(令第二条第十六項第七号に掲げる共同議決権行使同意取得をいう。以下この項及び第七条第一項第四号において同じ。)(以下この項において「議決権代理行使受任等」という。)であつて、当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしていた場合における当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するもの

[二十二] 二十五 略

[三] 九 略

(対内直接投資等の届出の特例に関する事項)

第三条の二 [略]

[二] 四 略

5 令第三条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 対内直接投資等に係る会社(以下この号及び次号において「発行会社」という。)、特定子会社(発行会社の子会社であつて対象事業を営むものをいう。以下この号において同じ。)、特定親会社(特定子会社の親会社(会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、発行会社並びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第二項第一号において同じ。)であつて発行会社以外のものをいう。)、又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第四項に規定する他の会社(子会社を除く。)であつて

(対内直接投資等の届出等)

第三条 [同上]

2 [同上]

[一] 十 同上

十一 法第二十六条第二項第六号に掲げる支店等の設置のうち、当該設置に係る支店等(支店、工場その他の事業所をいう。以下この項及び第七条第一項第四号において同じ。)の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない支店等の設置

[十二] 十六 同上

十七 法第二十六条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる行為のうち、金融商品取引法

第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受け(同条第六項第三号に係るものを除く。第四条第一項第三号において同じ。)に該当する行為(これに相当する外国の法令によるものを含む。同号において同じ。)(令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等である場合にあつては、当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。)

[十八] 二十 同上

二十一 株式の分割若しくは併合により発行される新株に係る議決権に係る議決権代理行使受任、議決権代理行使委任又は共同議決権等行使同意取得(令第二条第十六項第七号に掲げる共同議決権行使同意取得をいう。以下この項及び第七条第一項第五号において同じ。)(以下この項において「議決権代理行使受任等」という。)であつて、当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしていた場合における当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するもの

[二十二] 二十五 同上

[三] 九 同上

(対内直接投資等の届出の特例に関する事項)

第三条の二 [同上]

[二] 四 同上

[同上]

一 対内直接投資等に係る会社(以下この号において「発行会社」という。)、特定子会社(発行会社の子会社であつて対象事業を営むものをいう。以下この号において同じ。)、特定親会社(特定子会社の親会社(会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、発行会社並びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第二項第一号において同じ。)であつて発行会社以外のものをいう。)、又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第四項に規定する他の会社(子会社を除く。)であつて対象事